

公益社団法人埼玉県介護老人保健施設協会

表彰規程

(通 則)

第1条 公益社団法人埼玉県介護老人保健施設協会（以下「協会」という）の会員並びに会員施設の役職員及び施設に対する協会の表彰に関しては、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

(表彰者)

第2条 この規程に基づく表彰に関する表彰者は、公益社団法人埼玉県介護老人保健施設協会会長（以下「会長」という）とする。

(推 薦)

第3条 被表彰者の推薦は、推薦者が次条の推薦基準の該当者として認める場合に会長宛に行うものとする。

(表彰の基準)

第4条 会長は、毎年4月1日現在において、次の各号の一に該当する者を表彰する。

- (1) 本会役員として、10年以上在職（以下10年毎）し、本会発展に顕著な功績があったとして推薦者が認める者。
- (2) 本会会員施設にあって、同一施設に勤続10年以上の職員で推薦者が職務に精励し、他の模範として認める者。
- (3) 本会会員施設にあって、老人保健福祉に貢献する研究、発明、発見、考案、工夫等、を行った職員及び他の模範となる職員で施設長に推薦された者。
- (4) その他会長が特に必要と認めた会員、職員、施設及び団体。

(表彰の決定)

第5条 会長は、被表彰者の推薦書、功績調書及び履歴書を確認するほか、推薦者の意向を勘案の上被表彰者を決定する。

- 2 前項による被表彰者の決定は、当該年度の予算額を配慮し、その被表彰者の人数を制限することができる。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行う。

- 2 前項の表彰状及び感謝状には、必要に応じて副賞を添えることができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、毎年1回、埼玉県介護老人保健施設大会において行う。ただし、会長及び理事会が特に授与の必要を認めたものについてはその限りではない。

(表彰の審査)

第8条 審査は理事会において第4条に掲げる表彰について審査し、被表彰者の選考を行う。

(表彰の公示)

第9条 この規定により表彰を行った場合は、被表彰者の氏名又は名称等を、ホームページおよび本協会が発行する広報誌等に公表することができる。

(国・県・他団体等表彰候補の推薦)

第10条 協会以外の表彰にかかる被表彰候補者の推薦は、他団体等の定める基準を満たすものの中から会長が推薦する。

附則

1. この規程は平成20年1月1日から実施する。
2. この規定は令和元年11月1日から実施する。